

○ 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）
（平成 23 年 2 月 28 日付け 22 経営第 6374 号経営局長通知）（抄）

Ⅱ－3 事業実施体制

Ⅱ－3－2 販売・購買事業

Ⅱ－3－2－2 主な着眼点

（5）事業の利用強制の排除及び独占禁止法の遵守

① 例えば、

ア 組合員に対し、農協からの融資に際して農産物の農協への出荷を条件とすること

イ 組合員が農協から農業機械の購入資金を借り入れるに当たり当該機械の農協からの購入を条件とすること

ウ 組合員に対して農協以外に出荷することを制限し、農協を利用しないことを理由として共同利用施設の利用を制限することなど、法第 10 条の 2 の規定に反して組合員に事業利用を強制する行為、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たる行為、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為等、独占禁止法に違反する行為又は独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われていないか。

② 公正取引委員会が策定した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法の指針（平成 19 年 4 月 18 日公正取引委員会）」について、定期的に組合の関係者への周知・徹底が図られ、措置が講じられているか。

③ 組合において独占禁止法遵守に向けた適切な体制を整備し、組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合は、公正取引委員会に事前に相談する等、違反が生じないように適切に対処しているか。